

入札公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
那会第89号
平成22年9月15日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 大塚 憲郎

1. 工事概要

- (1) 工事名 那覇空港D R E C装置更新工事（電子入札対象案件）
(2) 工事概要 仕様書による
(3) 工期 自) 契約締結日の翌日（土日、祝祭日除く）
至) 平成22年12月24日
(4) 工事場所 仕様書による
(5) 入札方法 本工事は、提出資料・入札を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムによりがたい者は、契約担当官等
に紙入札方式による参加を願い出るものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け、空経第386号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に經營を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（2.（6）の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (6) 大阪航空局の平成21・22年度一般（指名）競争参加有資格者のうち「電気通信工事業」で「B等級」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (7) 沖縄本島内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者（電気通信工事）を当該工事に配置できること。
ア) 下記に掲げる工事の経験を有すること。
ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち1社の配置予定技術者が、以下の工事経験を有していれば良い。
a) 航空保安用の施設又は工作物のうち、単独若しくは他のシステム等と連接されて所要の目的を發揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事について施工実績を有すること。
b) a) の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物の工事実績を有すること。
(なお、当該実績が平成13年4月1日以降に国土交通省の発注した上記工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点以上のものに限る。)
イ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有すること。
ウ) 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (9) 大阪航空局又は那覇空港事務所が発注した電気通信工事のうち、平成20年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。また、当該受託者との間に2.（1）に該当する関係にないこと。
なお「工事に係る設計業務等の受託者」とは、（株）総合設備コンサルタントである。

(11) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係が無いこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(12) 本公告で示した調達案件及び数量を確實に実行し得ることを証明するため、平成22年10月1日（金）17時00分までに、入札説明書に掲げる資料を書類で提出し、当職員の競争参加資格の確認を受けること。なお、期限までに資料を提出しない者又は、競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

3. 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-3

大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課 木村

電話 098-859-5106

(2) 入札説明書の交付方法

上記3.(1)の場所において、平成22年9月15日（水）～平成22年10月1日（金）までの間無償にて貸与する。

(3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限、場所及び方法

平成22年10月1日（金）17時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、紙入札方式による参加の場合は、平成22年10月1日（金）17時00分までに、上記3.(1)まで持参すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当官等から承諾を得た者は、紙により持参又は郵送すること。

2) 電子入札システムによる入札期間

平成22年10月25日（月） 9時00分から

平成22年10月25日（月） 17時00分まで

3) 紙により持参する場合 平成22年10月26日（火）開札時刻までに開札場所へ持参すること。（ただし、郵送の場合は 平成22年10月25日（月） 17時00分までに那覇空港事務所会計課へ必着とする。）

4) 開札日時及び場所 平成22年10月26日（火） 10時00分から
那覇空港事務所 2階 入札室

4. 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。

ただし、落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引きかせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(2) 入札書の記載方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 前払金 無。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 入札者に要求される事項

本競争に参加を希望する者は、本公告で示した請負内容を確實に履行し得ることを証明するため、入札説明書に掲げる資料を提出し、契約担当官等の競争参加資格の確認を開札日の前日までに受けること。なお、期限までに資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(6) 入札書の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した入札書及び次の各号に該当する入札は無効とする。

(ア) 委任状が提出されていない代理人のした入札。

- (イ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもつて代えることができる。）を欠く入札。
- (ウ) 金額を訂正した入札。
- (エ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (オ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札。
- (カ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
- (キ) 技術審査資料等を添付することとされた入札にあっては、当該技術審査資料等が契約担当官等の審査の結果採用されなかつた入札。
- (ク) 特定商品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかつた入札。

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した入札書は無効とする。

(7) 代理人による入札

- (ア) 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに委任状（様式自由A4版）を提出しなければならない。
- (イ) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 本件に関する窓口は、上記3. (1) のとおり。

(9) その他 詳細は入札説明書による。